

申込書

JCRB細胞バンク登録細胞資源の北米・欧州・韓国地域分譲等
(北米・欧州・韓国地域代理店業務等)(単価契約)の応募

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔(以下、「契約担当役」という。)が公募する「JCRB細胞バンク登録細胞資源の北米・欧州・韓国地域分譲等(北米・欧州・韓国地域代理店業務等)(単価契約)」について、公募要領の記載を全て了承の上で応募します。また、当社(私)は、下記の事項について、事実と相違ないことを申し添えます。

記

1. 当社(私)は、現在、契約担当者から指名停止の措置を受けておりません。また、意思表示期限日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社(私)は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がありません。
3. 当社(私)は、その他の公募に必要な資格を全て有しております。
4. 当社(私)は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申込書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

以上

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

(この応募に関する照会先)

所属・部署：

氏 名：

電 話 番 号：

E - m a i l：

【添付書類】

- ・誓約書(別紙様式2)
- ・公募要領に記載している業務を履行するために必要な経費を全て計上した見積書
- ・応募企業の案内・概況を示す資料(会社概要等)
- ・当業務が履行可能であることを示す販売網、分譲業務計画書等の資料
- ・各地域ごと分譲1件あたりの配布手数料単価見積書及びその内訳書

誓約書

当社(私)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

なお、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓔ

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

※個人の場合は氏名欄に生年月日を付記すること。法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料(様式適宜)を添付すること。

配布提携契約書(単価) (案)

1. 件名 JCRB細胞バンク登録細胞資源の北米・欧州・韓国地域分譲等
(北米・欧州・韓国地域代理店業務等)(単価契約)
2. 履行場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
3. 契約期間 自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日
4. 契約金額 (配布手数料単価)
- | | |
|--------------|---|
| 北米地域：1細胞あたり金 | 円 |
| 欧州地域：1細胞あたり金 | 円 |
| 韓国地域：1細胞あたり金 | 円 |
5. 契約保証金 全額免除

上記について、契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 (以下「甲」という。)と (配布提携者) (以下「乙」という。)とは、甲が行う北米・欧州・韓国地域における JCRB 細胞分譲業務を乙の販売網を利用して、有償で分譲することについて、次の条項に基づき、契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(分譲手数料)

第2条 本契約における1細胞アンプル (バイアル) あたりの単価 (JCRB 配布手数料単価) は、別添の資料に記載の単価とする。

(分譲対象物)

第3条 本契約において分譲対象である JCRB 細胞バンク登録細胞資源 (以下「JCRB 細胞」という。)は、資料に記載された JCRB 細胞とする。

(分譲提携)

第4条 甲は、乙と提携して JCRB 細胞を有償で配布する。

2 甲は、前項の分譲を実施するため、第三者からの分譲依頼に応じて JCRB 細胞を乙に引き渡す。ただし、乙から要望があった場合、甲は、委託先(定義後記)に JCRB 細胞を引き渡す。

3 乙は、事前に甲に通知の上、本契約における乙の業務の全部又は一部を乙の関連会社 (以下「委託先」という。)に委託することができる。この場合、乙は、委託先に本契約で乙が負うのと同等の義務を課し、委託先の義務履行について責任を負う。

- 4 乙は、甲が乙に引き渡した JCRB 細胞のラベル形態、包装等の仕様を改変することなく JCRB 細胞を第三者に有償で分譲し、分譲手数料及び配布手数料（輸送料、梱包料その他諸経費を含む）の回収を行う。ただし乙は、JCRB 細胞のラベル形態、包装等の仕様を改変しないことを条件に、JCRB 細胞を乙指定の外箱に梱包して第三者に納入することができる。
- 5 第三者からの分譲依頼は、原則として、甲のホームページで受け付けるものとする。

（分譲地域）

第 5 条 前条の提携による JCRB 細胞の分譲地域は、原則北米・欧州・韓国地域とする。なお、北米・欧州・韓国地域における JCRB 細胞の分譲は、乙を唯一の窓口とし、北米・欧州・韓国地域の第三者より甲に直接 JCRB 細胞の分譲依頼があった場合でも、甲は、本契約に基づき、乙を通して当該第三者に JCRB 細胞を分譲するものとする。

（JCRB 細胞の規格等）

第 6 条 甲が作成する JCRB 細胞の試験規格、包装形態及び表示に関する規格（以下「本規格」という。）は、甲乙が別途協議の上、決定する。

- 2 乙が分譲する JCRB 細胞に関する関連情報は、甲が運営するウェブサイト「JCRB 細胞バンク」において公表するものとする。

（分譲に関する手数料）

第 7 条 JCRB 細胞を第三者に配布する手数料（以下「配布手数料」という。）は、乙の手数料、輸送料、梱包料その他を含むものとする。

- 2 第 2 条に規定する分譲手数料及び前項の配布手数料の合計額を第三者に対する分譲価格とし、当該価格を甲のホームページに掲載するものとする。
- 3 乙は、北米地域の顧客よりドル建て、欧州地域の顧客よりユーロ建てで、韓国地域の顧客より円建てで、分譲価格を回収するものとする。
- 4 前項の価格は、本契約締結時の為替レート及び消費税率に基づいて設定する。為替レート又は消費税率の変動により、価格を改定する場合がある。
- 5 前項により、分譲価格が改定された場合、改定後の分譲依頼から改定後の価格を適用する。

（分譲依頼、引き渡し及び経費負担）

第 8 条 第三者から分譲依頼を受けた場合、甲及び乙は、次の各号のとおり対応するものとする。なお、当該第三者からの分譲依頼は、第 3 条において分譲可であった場合のみ確定する。

- (1) 甲又は乙もしくは委託先のいずれかが第三者から分譲依頼を受けた場合、甲は、乙及び委託先に対して、乙は、自ら又は委託先をして、甲に対して、遅滞なく種類、数量等の情報を通知する。
 - (2) 乙は、自ら又は委託先をして、当該 JCRB 細胞を実際に使用する者の署名がされた書面を甲に送付する。
 - (3) 甲は、前号の書面をもって、当該第三者への JCRB 細胞の分譲の可否を判断し、その結果を乙及び委託先に通知する。
 - (4) 分譲可であった場合、甲は、速やかに JCRB 細胞を乙に引き渡すものとする。一方、分譲不可であった場合、乙は、自ら又は委託先をして、速やかに当該第三者に対し、分譲不可である旨を通知する。
 - (5) JCRB 細胞の受領後、乙は、自ら又は委託先をして、可及的速やかに、第三者に当該 JCRB 細胞をドライアイスとともに適切に梱包した上で引き渡すものとする。
- 2 甲から乙への引き渡しまでに要する送付費用その他の諸経費は、乙の負担とする。
 - 3 乙は、甲から引き渡しを受けた JCRB 細胞につき遅滞なく甲の包装形態のまま数量、外観包装

の検査を行い、甲から乙への引き渡しは当該検査の合格をもって完了とする。

4 乙は、分譲依頼の受理並びに甲から引き渡しを受けた JCRB 細胞の第三者への分譲及び分譲手数料、配布手数料その他諸経費の回収に要する経費を負担する。

(分譲依頼取り消し時の取扱い)

第 9 条 甲及び乙は、分譲依頼を行った第三者より当該分譲依頼の取消しの申し出を受けた場合、直ちに相手方にその旨を通知し、当該第三者からの分譲依頼を取り消すものとする。ただし、当該申し出が前条第 1 項に基づく分譲依頼確定後の場合、甲及び乙は、当該申し出を拒否するものとし、本契約に基づいて、JCRB 細胞の分譲を行うものとする。

(危険負担)

第 10 条 不可抗力等、甲乙いずれの責に帰することのできない事由により JCRB 細胞に滅失、毀損等の損失が発生した場合は、その損失の負担については甲乙が別途協議の上、決定する。

(契約不適合責任)

第 11 条 引き渡しを完了した JCRB 細胞につき、第 8 条第 3 項に基づき乙が行う検査により発見できない内部包装の不備、数量不足、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであることが発見されたときは、乙は、遅滞なく甲にその内容を書面により連絡しなければならない。甲は、乙の請求により、当該 JCRB 細胞について代替品納入等の対応を行う。

2 前項の規定により第三者への JCRB 細胞の代替品の納入が必要となった場合、甲乙協議のうえ決定した甲又は乙が当該第三者に当該 JCRB 細胞の代替品を納入するものとする。なお、乙が代替品の納入を行う場合、当該代替品の納入に係る輸送料、梱包料等の諸経費の負担割合を甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、当該代替品に係る JCRB 細胞の代金は、甲の負担とする。

(送金)

第 12 条 乙は、適法な支払請求書を受領した日から起算して 30 日以内に、第 2 条の分譲手数料に JCRB 細胞の分譲数を乗じた額に消費税及び地方消費税を乗じた額を甲の指定した口座に送金するものとする。

2 分譲した JCRB 細胞の代金回収が困難な場合については、原則、乙の責任と負担において前項の代金相当額を甲に送金するものとする。

(配布促進)

第 13 条 甲及び乙は、協力して JCRB 細胞の分譲促進に努めるものとする。

2 JCRB 細胞のカタログ及び、パンフレットの作成を乙が行う場合、甲は既存の関係資料を乙に無償で提供するものとし、乙の実施するカタログ及びパンフレットの作成、ダイレクトメール、掲載広告、学会展示その他配布促進のための費用は、原則として乙が負担する。

3 乙は、前項の規定により甲から提供された関係資料について、同項に規定する目的以外に使用してはならない。

(情報交換)

第 14 条 甲及び乙は、相互に JCRB 細胞の配布促進に必要な技術情報あるいは JCRB 細胞の使用に関して研究者が必要とする技術情報等を原則として無償で提供する。

2 甲及び乙は、前項の規定により提供された技術情報等を、同項に規定する目的以外に使用してはならない。

(苦情処理等)

第 15 条 JCRB 細胞の使用に関し苦情が発生した場合、乙は、甲に通知し原則として甲が対処する。ただし、苦情の原因が乙の責に帰すべきときは、この限りではない。

2 JCRB 細胞の分譲若しくは使用が第三者の産業財産権を侵害し、又は侵害の恐れがある場合は、甲乙が別途協議の上、甲がその責任と負担において解決に当たるものとし、乙はこれに協力する。

(機密保持)

第 16 条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方より開示、提供された、又は知り得た相手方の技術上、営業上の秘密事項を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方から開示を受けた時点で既に知得していた事項、公知又は公用の事項、第三者から正当に入手した事項については、この限りではない。

2 前項の規定は、本契約終了後においても 5 年間有効に存続する。

3 第 1 項の定めにかかわらず、乙は、甲より開示、提供された、又は知り得た甲の秘密事項を委託先に開示、提供することができる。この場合、乙は、本条で乙が負うのと同等の義務を課し、委託先の義務履行について責任を負う。

(解約等)

第 17 条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告無しに、本契約の全部又は一部を解約することができるものとし、被った損害の賠償を請求することができる。

一 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。

二 監督官庁から営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

三 第三者から仮差押、差押、仮処分、強制執行を受け、本契約の履行が困難と認められるとき。

四 破産の申し立て、特別清算開始の申し立て、民事再生の申し立て及び会社更生手続き開始の申し立ての事実が生じたとき。

五 解散の決議をしたとき。

2 甲及び乙は、相手方が本契約に違反したときは、相手方に対し書面をもって本契約の履行を催告し、催告後 60 日を経過しても本契約が履行されないときは、本契約の全部又は一部を解約し、被った損害の賠償を請求することができる。

3 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により本契約の履行が困難と認めたときは、相手方と協議の上、本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 18 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定

による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 19 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、落札価格の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、本契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第 20 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 22 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何ら

の催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為。
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為。
- 五 その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第 23 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、本契約に関連して、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、委託先（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び乙又は委託先が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

3 甲は、本契約に基づき乙に分譲する JCRB 細胞が、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 項から 1 5 項及び輸出貿易管理令別表第 2 に定める貨物のいずれにも該当しない事を確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 24 条 乙は、本契約締結後、本契約に関連する下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 25 条 甲は、第 21 条、第 22 条及び第 24 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 21 条、第 22 条及び第 24 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 26 条 乙は、自ら又は本契約に関連する下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求文は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約期間)

第 27 条 本契約の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、本契約終了後においても、第 11 条、第 12 条及び第 15 条の規定は、有効に存続する。

2 本契約終了時点において第三者より分譲依頼を受けた JCRB 細胞が当該第三者に引き渡されていない場合、本契約の定めに従って甲及び乙が対応するものとする。

(再委託)

第 28 条 乙は、第 4 条第 3 項に定める場合を除き、本業務を自ら実施するものとし、甲の事前の書面による同意なくして、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による同意を得て、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙は、本業務の品質保持、秘密保持および個人情報保護等、本契約に定められる乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、その履行を甲に対し保証する。

(協議)

第 29 条 本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議の上、定める。

(裁判管轄)

第 30 条 本契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

契約締結の証として、本契約書正本 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
契約担当役
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
研究所長 中村 祐輔

乙

別添

資料A

単 価

	細胞種類	非営利団体	営利団体
一般細胞	general cells	24,000円	29,000円
ルシフェラーゼ発現細胞	luciferase-expressing cancer cells	30,000円	35,000円
マウスホモ変異体ES細胞	mousehomozygous mutant ES cells	30,000円	35,000円
不死化間葉系幹細胞	immortalized mesenchymal stem cell	24,000円	29,000円
遺伝子改変細胞	genetically-modified cells	30,000円	35,000円

販売価格は、上記の表に輸送実費および落札価格を加算した金額とする。

資料B

北米販売価格 (USD)

	細胞種類	非営利団体	営利団体
一般細胞	general cells	\$740.00	\$790.00
ルシフェラーゼ発現細胞	luciferase-expressing cancer cells	\$800.00	\$850.00
マウスホモ変異体ES細胞	mousehomozygous mutant ES cells	\$800.00	\$850.00
不死化間葉系幹細胞	immortalized mesenchymal stem cell	\$740.00	\$790.00
遺伝子改変細胞	genetically-modified cells	\$800.00	\$850.00

*海外へは配布しない

資料C

欧州販売価格 (EUR)

	細胞種類	非営利団体	営利団体
一般細胞	general cells	€ 620	€ 660
ルシフェラーゼ発現細胞	luciferase-expressing cancer cells	€ 670	€ 710
マウスホモ変異体ES細胞	mousehomozygous mutant ES cells	€ 670	€ 710
不死化間葉系幹細胞	immortalized mesenchymal stem cell	€ 620	€ 660
遺伝子改変細胞	genetically-modified cells	€ 670	€ 710

*海外へは配布未実施

資料D

韓国販売価格 (JPY)

	細胞種類	非営利団体	営利団体
一般細胞	general cells	¥74,000	¥79,000
ルシフェラーゼ発現細胞	luciferase-expressing cancer cells	¥80,000	¥85,000
マウスホモ変異体ES細胞	mousehomozygous mutant ES cells	¥80,000	¥85,000
不死化間葉系幹細胞	immortalized mesenchymal stem cell	¥74,000	¥79,000
遺伝子改変細胞	genetically-modified cells	¥80,000	¥85,000

*海外へは配布未実施

仕様書

1. 件名 JCRB 細胞バンク登録細胞資源の北米・欧州・韓国地域分譲等 (北米・欧州・韓国地域代理店業務等)

2. 業務の概要

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 (以下「医薬健栄研」という。) が行う JCRB 細胞バンク登録細胞資源 (以下「JCRB 細胞」という。) の分譲等について、「3. 業務内容」に規定する業務を行う。

3. 業務内容

次に掲げる業務及びこれらの業務に付随する業務を行うこと。

- (1) JCRB 細胞の北米・欧州・韓国地域分譲を受け付け、配送を行うこと。
- (2) JCRB 細胞の北米・欧州・韓国地域分譲に関する問い合わせ対応、売掛金の回収等を行うこと。
- (3) JCRB 細胞の分譲に関する広告・宣伝活動を行うこと。
- (4) (1) から (3) までに掲げる業務のほか、本業務を行うために必要な業務を行うこと。

4. 予定配布数

600 件/年間

5. 作業、仕様

次に掲げる作業、仕様を満たすこと。

(1) - 1 北米・欧州・韓国地域における JCRB 細胞の分譲依頼者及び医薬健栄研に対する窓口業務
北米・欧州・韓国地域における JCRB 細胞の分譲依頼者からの所定の方法による分譲依頼の受付等を行い、JCRB 細胞バンク事業を実施する医薬健栄研に、分譲依頼者・分譲依頼細胞名等の必要情報の送付を行うこと。

(1) - 2 北米・欧州・韓国地域における JCRB 細胞の分譲依頼者への JCRB 細胞の配送業務
北米・欧州・韓国地域における JCRB 細胞の分譲依頼者に JCRB 細胞を分譲 (配送) する業務を行うこと。
医薬健栄研は、JCRB 細胞を適切に梱包した上で業務実施者に引き渡すとともに、JCRB 細胞の北米・欧州・韓国地域への発送人として必要な輸出関連書類を取りまとめるものとする。

(2) - 1 本業務に関する問い合わせ対応
本業務に関する問い合わせ (料金照会、納期確認等) 及び医薬健栄研が行う細胞品質管理に関する問い合わせ (細胞品質管理項目、検査精度確認等) に対して窓口を設置し、対応を行うこと。

(2) - 2 売掛金の回収業務

JCRB 細胞の分譲依頼者から JCRB 細胞の分譲に関する費用の回収を行うこと。分譲価格は各地域別に設定し、別添の細胞単価に分譲手数料 (輸送料、梱包料その他諸経費を含む) を加えた価格とする。

販売数量及び売掛金の回収額等の報告は月末締めとする。別添の細胞単価に販売数量を乗じた額に消費税及び地方消費税額を乗じた額および輸送料、梱包料を医薬健栄研から業務実施者に請求し、業務実施者は適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うこと。

(3) 広告・宣伝活動

本業務に関する宣伝を行うため、カタログ、パンフレット及びホームページコンテンツ等を作成し、広く本業務を行うための宣伝活動を行うこと。

(4) 業務の全部または一部を関連会社に協議の上委託することができる。

(5) その他

(1) から (4) までに掲げる業務のほか、両者で協議の上、本業務を行うために必要な業務を行うこと。

6. 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

7. その他

業務実施者は北米・欧州・韓国地域におけるJCRB細胞の分譲の唯一窓口とし、北米・欧州・韓国地域の第三者より研究所に直接JCRB細胞の分譲依頼があった場合でも、業務実施者を通して当該第三者にJCRB細胞を分譲するものとする。

本仕様書に記載のある事項及び記載の無い事項について疑義が生じた場合には、両者で協議の上、その決定に従うものとする。

別添

単 価

細胞種類		非営利団体	営利団体
一般細胞	general cells	24,000 円	29,000 円
ルシフェラーゼ発現細胞	luciferase-expressing cancer cells	30,000 円	35,000 円
マウスホモ変異体 ES 細胞	mousehomozygous mutant ES cells	30,000 円	35,000 円
不死化間葉系幹細胞	immortalized mesenchymal stem cell	24,000 円	29,000 円
遺伝子改変細胞	genetically-modified cells	30,000 円	35,000 円